

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和5年1月18日

ロジスティクス東北株式会社
代表取締役 紺野 秀市 殿

国土交通省自動車局貨物課長

令和4年12月26日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業の許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

照会のあった事実に関しては、運送に対して実質的に営利を目的とした対価を収受していると判断される場合は、照会法令（貨物自動車運送事業法第3条）の適用対象となると考えられる。しかし、運送契約に因らない、人材派遣、自家用管理等の役務提供契約の対価を収受する場合は、運送の対価としての有償性は認められないと解されるため、許可等は要しないと考えられるが、いずれにしても個々の実態に即して判断されることとなる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性がある又は適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要と

なる。

照会のあった事実に関しては、「荷主会社の需要に応じ、運送の対価（運賃）を徴収して有償で、荷主会社名義車両を用いて荷主会社の商品の配送する」場合は、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する」ことに該当し、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要であると判断される。

しかし、「荷主会社の需要に応じ、人材派遣、自家用管理等の役務提供の対価を徴収して有償で、荷主会社名義車両を用いて荷主会社の商品の配送する」場合は、運送の対価としての有償性は認められないと解されるため、許可等は要しないと判断される。